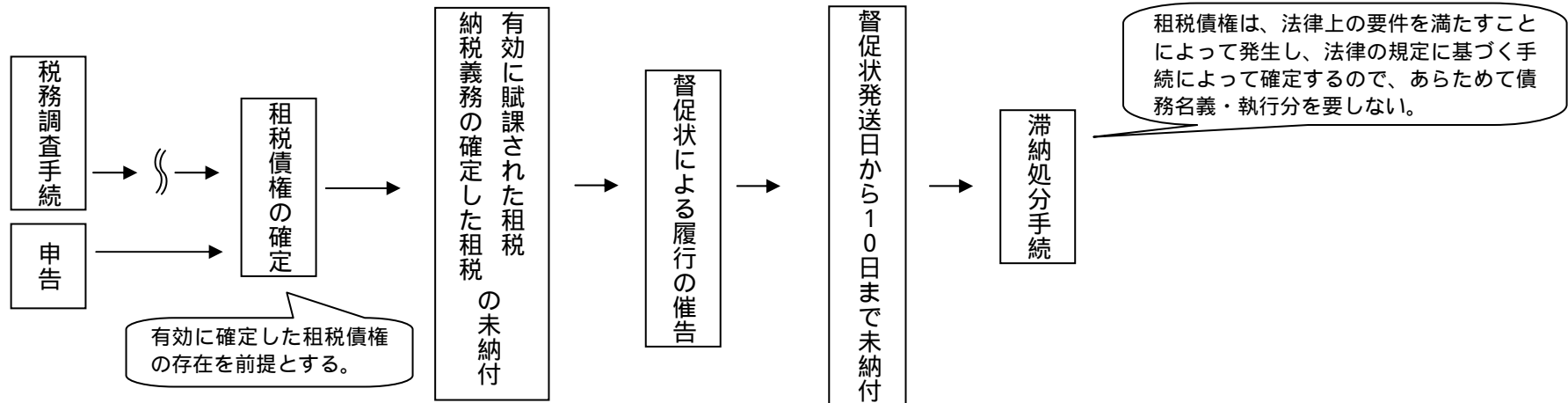


国税徴収法における滞納処分手続

	手続の性格		許可状の要否	用いることができる権限
滞納処分手続	・ 納期限までに完納されない 租税債権を強制的に実現する ための手続	間接強制手続 (国税徴収法 141 条)	否	質問・検査
		強制手続 (国税徴収法 142 条)	否	臨検、搜索、差押え、戸扉等開封、換価、配当

【滞納処分手続の流れ】



(参考：税務調査手続)

	手続の性格		許可状の要否	用いることができる権限
行政調査手続	・ 課税要件の事実を確認し、公平な課 税処分を行うための調査	間接強制調査 (例：所得税法 234 条)	否	質問、検査
犯則調査手続	・ 犯則事件の証票を発見・収集し、犯 則事実の有無や犯則者を確定するた めの調査	任意調査 (国税犯則取締法第 1 条) 間接国税に係る検査につ いては間接強制手続(罰金刑)	否	質問、検査、任意提出物等領置
		直接強制手続 (国税犯則取締法第 2 条)	要 間接国税に係る現行犯に ついては許可状不要	臨検、搜索、差押え、戸扉等開封、警察応援要請